

判決年月日	平成 23 年 12 月 15 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 23 年（行ケ）第 10207 号		
○ 指定商品をコンピュータ等とする本願商標「MULTI-TOUCH」は、これに接する需要者等が、「複数の指を用いて画面の操作を行うことができる入力方式」を意味するものと理解するのであって、自他商品の識別標識としての機能を果たすものとはいえないなどとして、商標法 3 条 1 項 3 号，同法 4 条 1 項 16 号に基づき，拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決が維持された事例			

（関連条文） 商標法 3 条 1 項 3 号，4 条 1 項 16 号

本件は，原告が，本願商標について商標登録出願をしたところ，拒絶査定を受けたので，これを不服として審判請求をしたが，特許庁から，請求不成立の審決を受けたので，その取消しを求めた事案である。

【本願商標】 MULTI-TOUCH（標準文字）

指定商品：第 9 類「写真機械器具，MP3 プレーヤー，デジタルオーディオプレーヤー，電話（ただし，平成 20 年 1 月 22 日付け補正により「電話機」に補正された。），携帯電話，テレビ電話，テレビジョン受信機，電話・ファクシミリ・電子メールその他の電子データの送受信機能を有する携帯電子機器，電気通信機械器具，未記録の磁気記録媒体，コンピュータ，コンピュータソフトウェア，コンピュータ周辺機器，携帯情報端末，電子手帳，その他の電子応用機械器具及びその部品」

審決は，本願商標とつづりを同じくする「multi-touch」の文字及びその読みを片仮名で表した「マルチタッチ」の文字は，「複数の指を用いて画面の操作を行うことができる入力方式」を表すものと認められ，コンピュータ，液晶ディスプレイ等に関する各社の宣伝，広告，ウェブページなどで取引上普通に用いられているものであるから，その欧文字表記である本願商標も，これに接した需要者等は，上記入力方式を意味するものと理解するのであって，自他商品の識別標識としての機能を果たすものとはいえず，したがって，本願商標を上記入力方式が採用されたコンピュータ等に使用するとき，商品の品質，機能を表示するにとどまるものであって，商標法 3 条 1 項 3 号に該当し，上記入力方式を採用しないコンピュータ等に使用するとき，商品の品質について誤認を生ずるおそれがあり，同法 4 条 1 項 16 号に該当すると判断した。

本判決は，原告による「iPhone」の発表は 2007 年 1 月であるが，その数年前から，「マルチタッチ」の文字が上記入力方式を示すものとして使用されていた事実等を認定した上で，次のとおり判示して，審決を維持した。

「本願商標と読みを同じくする「マルチタッチ」又は綴りを同じくする「Multi-Touch」の文字は、遅くとも平成15年（2003年）までには、我が国と米国の複数のタッチパネル等の開発者によって、複数の指でタッチパネル等の機器に触れることによる入力・操作方式を示すものとして使用されていたのであり、そのような入力方式に対応するタッチパネルが原告の「iPhone」等に採用されたことにより一般にも注目され、本件審決時までには、上記の入力方式を示す用語として用語辞典等にも収録され、かつ、パソコン、タッチパネル、スマートフォン等の各種商品について、これらの商品を製造する会社はもとより、出版社や新聞社等においても、上記の入力方式を示す用語としての使用が広がったことが認められる。そうであれば、「マルチタッチ」を欧文字で表記した本願商標に接した上記商品の取引者、需要者は、上記の入力方式を意味するものとして理解するのであって、自他商品の識別機能を有しないものと認めざるを得ない。」